

認知症対応型共同生活介護の運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人静巖堂医院が開設するグループホーム 好日庵（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にあって認知症の状態にある者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の介護従事者は、要介護者であって認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。
- 2、事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3、事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村（特別区を含む。以下同じ）居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、事業者は、利用者の人格の擁護、虐待防止等のための、必要な体制他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
- 4、事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うと共に、従業者に対し、研修を実施する等も措置を講じるものとする
- 5、事業者は、指定認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする
- 6、前項のほか、「東三河広域連合介護保険条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び住所は、次のとおりとする。

- 一 名称 グループホーム 好日庵
- 二 所在地 新城市副川字大貝津13番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の業務の管理を業務に関する管理を一元的に行うと共に従業者に対し遵守すべき項目において指揮命令を行う
- 二 介護従業者 15名以上（常勤14名、非常勤4名）
介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話・支援を行う
- 三 計画作成担当者 1名（常勤・介護支援専門員1名 介護従業者と兼務）
計画作成担当者は、それぞれの利用者の状況に応じた適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護保険福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う

（指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の利用定員）

第5条 事業所の利用定員は、18名とする。

（指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の内容）

第6条 指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の内容は次のとおりとする。

- 1 利用者の心身の状況に応じた介護
- 2 食事その他の家事等（利用者と共同で行うよう努めるものとする。）
- 3 利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- 4 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等
- 5 その他利用者に対する便宜の提供

（健康管理）

第7条 介護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康維持のための適切な措置を講ずる

（介護計画の作成）

第8条 計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）計画を作成する。

- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
- 3 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付するものとする。
- 4 認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

（短期利用共同生活介護）

第9条 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

（利用料等）

第 10 条 指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

2 前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払いを利用者から受けるものとし、当該サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

1. 食材料費	1 日	1,375 円（おやつ代を含む）
2. 家賃	月額	42,000 円
3. 光熱水費	1 日	490 円（外税）
4. 管理費	月額	15,000 円（外税）
5. 理美容代		実費で徴収
6. おむつ代		実費で徴収
7. 入所時預り金		200,000 円

（短期利用共同生活介護の場合）

1. 食材料費	1 日	1,375 円（おやつ代を含む）
2. 家賃	1 日	1,380 円
3. 光熱水費	1 日	490 円（外税）
4. 理美容代		実費で徴収
5. おむつ代		実費で徴収
6. 寝具使用料	1 日	135 円（外税）
7. 補修費		実費で徴収

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその扶養義務者に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（入居に当たっての留意事項）

第 11 条 利用者は指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- （1） 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- （2） 火気の取り扱いに注意すること。
- （3） けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- （4） その他管理上必要な指示に従うこと。
- （5） 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

（衛生管理等）

第12条 指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講ずる

- （1） 事業所における感染症の予防及び蔓延の予防のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- （2） 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する
- （3） 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の予防の為に研修及び訓練を定期的実施する

（協力医療機関等）

第13条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。

- （1） 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- （2） 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。

4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

5 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。

6 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。

（緊急時等の対応）

第14条 介護従事者等は、指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供を行っているときに、利用者に症状の急変、その他、緊急事態が生じた場合には、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（賠償責任）

第15条 利用者に対する介護サービスの提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

（非常災害対策）

第16条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

2 管理者は、防火管理者を選任する。

3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、計画に基づき、毎年5月及び11月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

（苦情処理）

第 17 条 指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 18 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止のため次の措置を講ずる。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを利用して行うことができるものとする）を定期的に開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - （2）虐待防止のための指針の整備
 - （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - （5）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第 19 条 指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）事業者は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 事業所は身体拘束等の適正化をはかるため、次に掲げる措置を講ずる

- （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする）を3月に一回以上開催すると共に、その結果について介護職員その他の従業者に周知の徹底を図る
- （2）身体拘束等の適正化のための指針を整備する
- （3）介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する

（地域との連携など）

第 20 条 指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる

2 事業所は従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

第22条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話 装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第23条 事業所は、全ての介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずる。また、介護従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証整備する。

（1） 採用時研修 採用後3ヶ月以内

（2） 継続研修 年2回

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人静蔵堂医院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成18年2月1日から施行する。

第1条、第9条-2、第10条、第21条の変更

第2条、および第2条-2、第7条、第8条、第11条、第15条～第19条の追記

指定認知症対応型共同生活介護より指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）へ表記変更
上記の変更については、平成27年3月1日から施行する。

利用料負担割合の変更

上記の変更については、平成27年8月1日から施行する。

第4条-二、三の変更、

第5条、

第9条-2 1. 4. 7. （短期利用共同生活介護の場合）1.

上記の変更については、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

第 9 条-1 食材料費

上記の変更については、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

第 2 条 運営の方針 第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容 第 7 条 健康管理 第 12 条 衛生管理等

第 17 条 虐待防止に関する事項 第 18 条 身体拘束

第 20 条 業務継続計画の策定等 第 21 条 その他運営に対する重要事項（基礎研修・ハラスメント防止）

上記の事項については、令和 6 年 3 月 14 日から施行する。

第 13 条 協力医療機関等

第 22 条 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等

上記の事項については、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 4 条 従業員の職種、員数及び職務内容の変更

上記の事項については、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。